

## 埼玉県固定資産評価審議会の会議の公開に関する取扱要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、埼玉県固定資産評価審議会規則第9条の規定に基づき、埼玉県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を規定したものである。

### 第2 公開・非公開の決定方法

審議会の会長は、会議において取扱う情報が埼玉県情報公開条例（平成12年12月26日条例第77号）第10条第1項及び第2項に該当するとき、もしくはそのおそれがあると認めるとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

### 第3 会議開催の事前公表

会議の開催は、公開、非公開にかかわらず、会議開催日の一週間前までに県のホームページへの掲載、報道発表、庁舎内への掲示等により公表する。公表後に公表内容の変更が生じた場合も同様とする。

### 第4 公表の内容

公表する会議の内容は、会議の議題、開催の日時及び場所、傍聴の可否、傍聴の定員、傍聴手続、問い合わせ先、その他必要な事項とする。ただし、非公開とする審議事項については、その理由を明らかにしなければならない。

### 第5 傍聴者の範囲

何人も会議を傍聴することができる。

### 第6 先着順による傍聴

傍聴希望者が傍聴定員（審議会の都度定める）を超えた場合は、先着順により決定する。

### 第7 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、別に定める傍聴要領の遵守事項を守り、会長の指示に従って、静穏に傍聴しなければならない。

### 第8 会議資料の配布

会議を公開する場合は、傍聴者に議案概要一覧を配布する。

#### 附 則

この要綱は、平成11年11月17日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年11月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年12月 4日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和 5年12月15日から施行する。